

令和3年

11月号

濱田会計事務所通信

令和3年11月1日発行 Vol.51

今年も年末調整の時期がやってまいりました。

令和3年分の用紙は前年とほとんど変更ありませんが、今年から税務関係書類には原則として押印義務が廃止されましたので、年末調整関係書類に押印は不要となります。

相変わらず細かすぎて分かりづらい書類ばかりですが、書く必要のない項目や省略しても差し支えない項目もあります。必要な項目だけは必ず記載漏れがないようにご注意頂きたいと思います。

年末調整に関連する項目について動画を作成しましたので、よろしければそちらもご覧下さい。



年末調整のおはなし



年末調整関係書類の書き方

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の書き方

扶養控除等（異動）申告書には扶養親族に関する情報のほか、障害者控除、ひとり親控除、寡婦控除、勤労学生控除などの控除を受ける場合に、必要事項を記載して申告します。

なお、個人番号を記載する欄がありますが、私の事務所を含め多くの事業所では、この書類へ直接個人番号を記載しない事を求める事業所が多いと思います。過去に個人番号関係書類を提出した事がある場合は事業所で個人番号を管理していますので、改めて個人番号を記載する必要はありません。過去に個人番号関係書類を提出した事がない場合は、個人番号の分かるものかメモ書き等で別にご用意下さい。

Aの源泉控除対象配偶者は、配偶者の合計所得金額が95万円以下（給与収入でいえば150万円以下）の場合は記載が必要です。

Bの控除対象扶養親族は、合計所得金額が48万円以下（給与収入でいえば103万円以下）の扶養親族のうち、12月31日時点で16歳以上の扶養親族の氏名等を記載します。16歳未満の扶養親族の場合は、一番下の住民税に関する事項の欄に記載します。扶養親族が70歳以上の場合は老人扶養親族、19歳以上23歳未満の場合は特定扶養親族となりますが、生年月日を正しく記載して頂ければコンピューターが正しく判断しますので、☑もれがあっても大丈夫です。

住所又は居所の欄は年末調整申告者と同居の場合は「同居」などの記載で省略しても構いません。申告者と違う場合は正しく記載をして下さい。老人扶養親族のうち、同居をしている場合としていない場合では控除の額が変わります。

Cの欄には本人が障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生の場合、又は合計所得金額が48万円以下（給与収入でいえば103万円以下）の同一生計配偶者が扶養親族に障害者がいる場合は記載して下さい。障害者は一般の障害者か特別障害者か、同居しているかしていないかによって控除の額が変わりますので、正しく申告をお願いします。なお、障害者控除を受ける場合は障害者手帳のコピーなど、勤労学生控除を受ける場合は学生手帳のコピーなど、事実関係がわかるものをご用意下さい。

Dの欄は特に記載する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	あ
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		
主たる給与から 控除を受ける	1	
	2	
	3	
	4	
障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 一般の障害者 <input type="checkbox"/> 特別障害者 <input type="checkbox"/> 同居特別障害者 <small>上の該当する項目及び欄にチェックを付け、</small>	
他の所得者が D 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あな
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3)		
16歳未満の 扶養親族 (平18,1,2以後生)	(フリガナ) 氏名	
1		
2		
3		



「給与所得者の保険料控除申告書」の書き方

保険料控除申告書は生命保険料、地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金の支払いをした場合に支払った金額を記載し、証明書を付けて申告する書類です。ただし、証明書の添付があれば記載がなくても申告内容はほぼ判断出来ますので、証明書の添付がある場合は記載を省略してもほとんど差し支えありません。

申告するものがない場合は、書類の提出は不要です。

「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の書き方

この書類は非常に分かりづらい書類ですが、それぞれ以下の場合のみ記載が必要なので、必要な場合に必要な事項のみ記載頂ければ大丈夫です。

①基礎控除申告書

あなたの収入が年末調整を受ける先からの給与以外にもある場合は、記載して下さい。年末調整を受ける先からの給与のみの場合は、給与の支払者側で金額は把握出来るので、記載の必要はありません。なお、他にも収入がある方で確定申告をされる方は、年末調整の際に申告が漏れていても、確定申告時に自動的に再計算されます。

②配偶者控除等申告書

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が 133 万円以下（給与収入でいえば 2,015,999 円以下）の場合、記載して下さい。判定の欄や配偶者控除の額、配偶者特別控除の額の欄は給与の支払者側で計算できるので、記載していなくても差し支えありません。

③所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が 850 万円以下の場合、記載する必要はありません。

なお、扶養控除等（異動）申告書に記載する扶養親族は、誰かが控除対象とした場合他の人は控除の対象とする事はできませんが、所得金額調整控除申告書に記載する対象者は複数の方が対象者として記載することが出来ます。



事務所からのお知らせ

過去の事務所通信はホームページにも掲載しています。また、メールマガジンとして同内容を配信していますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。YouTube での動画配信も始めました。是非こちらもご覧下さい。

【最近の動画】

- ・健康保険の扶養と国民年金の第3号被保険者
- ・適格請求書等保存方式（インボイス方式）
- ・配偶者（特別）控除について
- ・収入と所得と税額計算と
- ・扶養控除について
- ・適格請求書の重要度



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

